

資料1

令和5年1月13日(金)
全国健康保険協会大阪支部
評議会資料(第3回)

令和5年度 保険料率について



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

○医療分

I - i 令和5年度平均保険料率について（令和4年12月19日運営委員会）

(1) これまでの議論の経緯

令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった（両論併記）」が7支部であった。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

I - ii 令和5年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見（令和4年11月24日運営委員会）

- 現行の試算では、人口推計から被保険者数を試算しているが、実際に被保険者数が試算よりも大きく増加した理由としては、適用拡大や健保組合の解散が主な要素であり、このような要素を正確に把握するためには、企業の開廃業や雇用情勢などを踏まえて試算する必要があると考える。

企業の開廃業の状況について試算に反映することにより検証結果の見え方も変わってくるのではないかと。様々な試算方法を検証いただき、是非とも継続的な分析検証をお願いしたい。

今回、平均保険料率10%を維持すべきという支部が増加したが、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇するということが示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

- 各支部評議会の意見をみると、中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多い。

保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

I - ii 令和5年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見（令和4年11月24日運営委員会）

- 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高等の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。

なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

- 平均保険料率10%を維持すべきという意見に関しては、積極的賛成の意見ばかりではなく、料率維持もやむなしという消極的な意見も多かったと受け止めている。セーフティネット確保の観点から、令和5年度保険料率については、10%を維持することはやむを得ない。

今後は次の5点についてお願いしたい。

1点目、平均保険料率10%を維持するにあたり、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、これまで以上に丁寧に説明いただくようお願いしたい。

2点目、保険者努力重点支援プロジェクトをはじめとする取組については、支部評議会との連携を図られていると思うが、より丁寧に進めていただきたい。

3点目、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%へ引き上げるべきと考える。将来的に赤字に転落することが見込まれているのであれば、今から国に対する働きかけなどの取組もご検討いただきたい。

4点目、被保険者・被扶養者の健康増進のために、地域特性に応じた保健事業や医療費適正化事業の積極的な取組支援、コロナヘルスの推進など保険者機能を発揮し、今後も可能な限り10%を超えないよう取組をお願いしたい。

最後に、準備金について。準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

I - ii 令和5年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見（令和4年11月24日運営委員会）

- 前回の安藤理事長のご発言で、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために努力していくことで委員の皆様にも賛同を得ていると考えている。支部評議会の意見では、平均保険料率10%維持の意見が増えており、全般的に支部評議会でも理解が深まっていると実感している。

今後は、どう努力をしていくかが重要であり、オンラインを活用した仕掛けなど、オンラインを使った何かができないか、ご検討いただけるとありがたい。

- 令和5年度保険料率については、これからもできるだけ長い期間10%を維持できるように努力していくという方向性に賛意を示す。また、変更時期についても4月納付分からで異論はない。

今回、5年間の収支見通し、シミュレーション結果の検証が示され、意義のある重要な検証結果が出た。この方法論、手法論が妥当と確認でき、要因分解の中で実態とシミュレーションの乖離は、被保険者数の乖離により色々なところで大きな乖離を生み出していることが明らかになった。今後は被保険者数の乖離をより精緻化して、このシミュレーションの精度を上げていくことが大きな課題になる。

今後の議論を整合的に、納得的に行っていくためには、将来推計が妥当なものであることが大前提になる。さらに精度を上げて、この推計のもとで各支部の加入者、事業主の方々が、議論をすべき最もきちんとした土台はこのデータであるということ認識した上で議論していくことが大事である。

I - iii 令和5年度保険料率に関する支部評議会における主な意見（令和4年10月）

令和4年10月に開催した支部評議会において、協会は

- ・ 医療費の伸びが賃金を上回る赤字構造や、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること等、樂觀視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えていること
- ・ 協会けんぽの財政について、大きな変動がない限り、中長期的に考えていきたいという基本的なスタンスを変えていないこと [第118回全国健康保険協会 運営委員会(令和4年9月14日開催) 理事長発言要旨]

等について丁寧に説明した上で、特段の意見があれば「令和5年度保険料率についての支部評議会における意見」を提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率対しての意見の概要は以下の通り。

意見の提出なし	0支部(2支部)	※()は去年の支部数
意見の提出あり	47支部(45支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	39支部(31支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7支部(10支部)	
③ 引き下げるべきという支部	1支部(4支部)	

← 大阪支部

※保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

【評議会意見】

- 令和5年度保険料率について、中長期的な運営を見据え、10%を維持することはやむを得ないという意見が多数だったが、一部の評議員からは、保険料率の引き下げを検討すべきとの意見が出された。

【学識経験者】

- 中長期の安定的な運営という視点からも、10%維持はやむを得ない。
- 保険料率を引き下げると、すぐに単年度収支が赤字になってしまうので、10%維持はやむを得ない。
- 現在の物価高、コロナ禍の中で皆が疲弊している状況で、準備金もたくさんあるのだから下げべきだと思う一方で、少子化、高齢化が進み、経済も好転しないという構造的な問題の中では、保険料率の引き下げは難しい。

【事業主代表】

- 抜本的な見直しにより、賃金の改定等も含めて実施していかないと、今後10%維持も難しいのではないかと。
- いったん下げると今度は上げられなくなると思うので、このまま10%維持が望ましい。
- 今までの10%維持の延長線上で考えるのではなく、支出を抑制した上で、10%からわずかでも下げる方向での議論もお願いしたい。

【被保険者代表】

- 収支見直しを見ると、赤字構造での厳しい中での運営ということであれば、10%維持は致し方ない。将来のことを考えると、保険料率の引き下げは難しい。

Ⅱ－i 協会けんぽの収支見込（医療分）《前年度の収支見込み（及び決算）との差について》

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

II - ii 政府予算案を踏まえた収支見込（令和5年度）の概要

政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.2兆円、支出（総額）が11.0兆円と見込まれ、単年度収支差は2,100億円の見込み。

① 収入の状況

収入（総額）は、令和4年度（直近見込）から900億円の減少となる見込み。

- ▶ 主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は令和4年10月から開始されているため、令和4年度は10月～2月の5か月分の影響を見込んでいたが、令和5年度は12か月分の影響となる。

② 支出の状況

支出（総額）は、令和4年度（直近見込）から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- ▶ 「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大（国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用）による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- ▶ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- ▶ 「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算（国庫特例減額措置分）による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

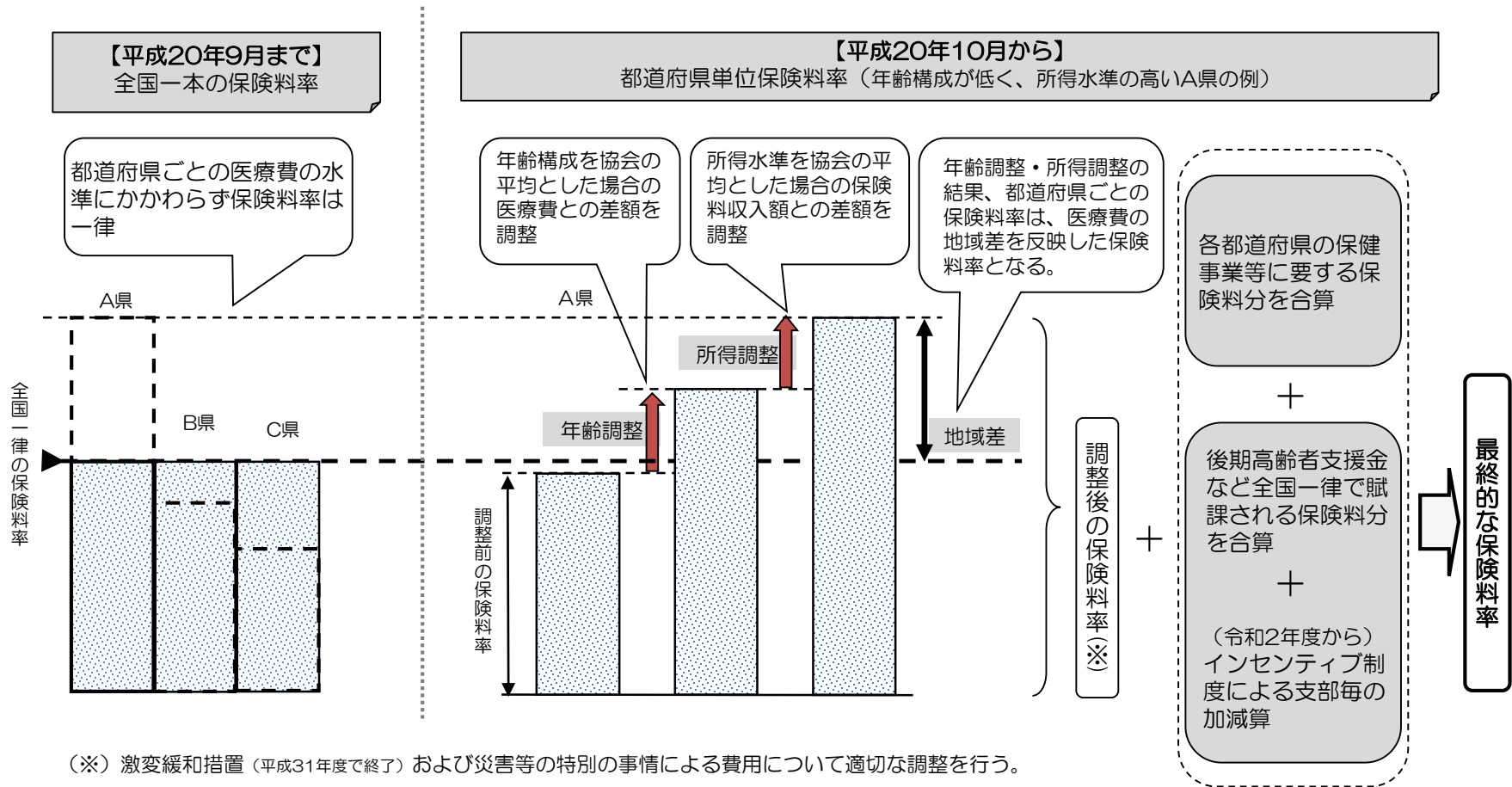
③ 収支差と準備金残高

令和5年度の「収支差」は、令和4年度（直近見込）より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.78%の見込み。）

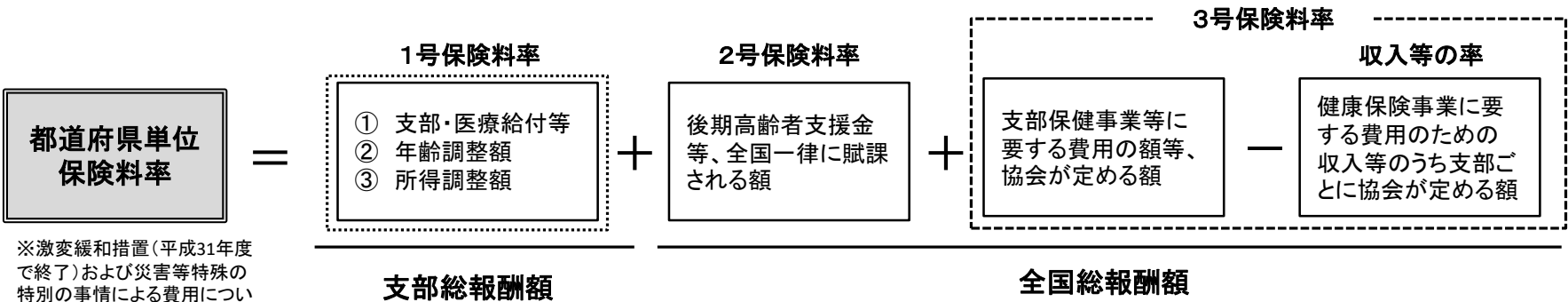
令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

Ⅲ－i 都道府県単位の保険料率の設定のイメージ

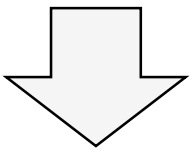
都道府県単位の保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



Ⅲ－ⅱ 都道府県単位保険料率の算定方法（精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く）



※激変緩和措置(平成31年度で終了)および災害等特殊の特別の事情による費用については適切な調整を行う



②年齢調整額とは

$$\left(\text{全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じた額} \right) - \left(\text{全国平均の年齢階級別の加入者1人当たりの給付費に、支部の加入者の年齢構成が全国平均とした場合の年齢階級別の加入者数を乗じた額} \right)$$
 (=全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部加入者数を乗じた額)

【年齢構成の高い支部：年齢調整額が正の値 ⇒ 年齢調整額を控除 ⇒ 保険料率が下がる】

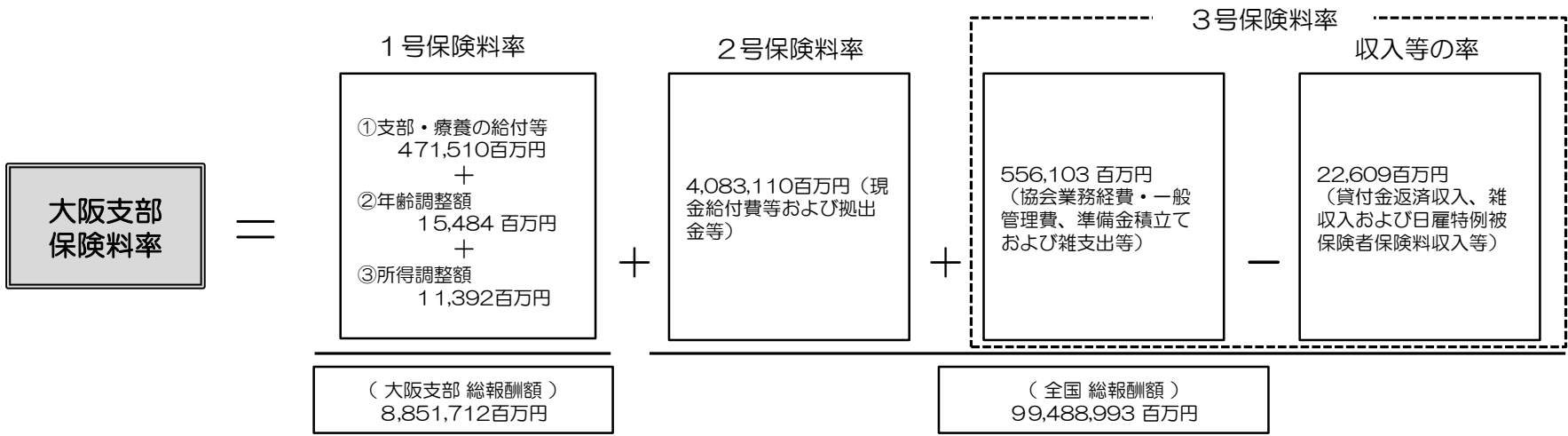
③所得調整額とは

$$\left(\text{全国平均の加入者1人当たり給付費に、支部の加入者数を乗じた額} \right) - \left(\text{全国の給付費の総計を支部ごとの総報酬額で按分した額} \right)$$

【総報酬額の低い支部：所得調整額が正の値 ⇒ 所得調整額を控除 ⇒ 保険料率が下がる】

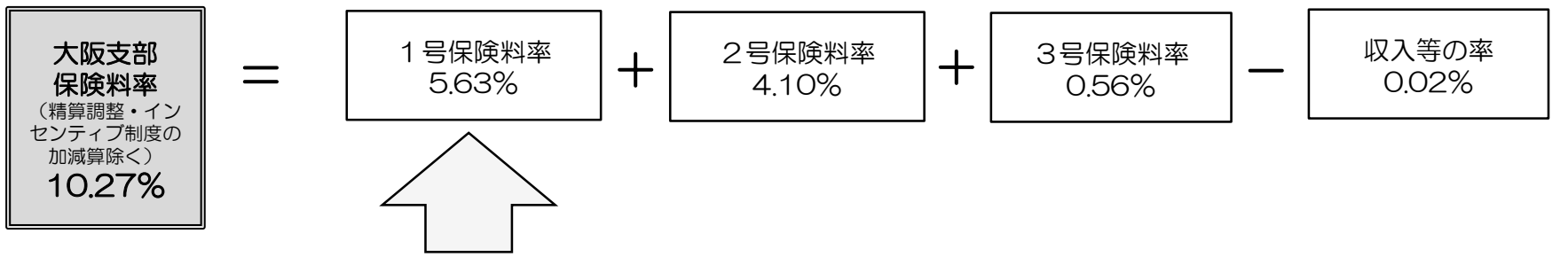
(注) 支部療養給付等から国庫補助相当分を控除して算定

IV-i 令和5年度大阪支部保険料率の基本的な算定方法（精算調整・インセンティブ制度の加減算 除く）

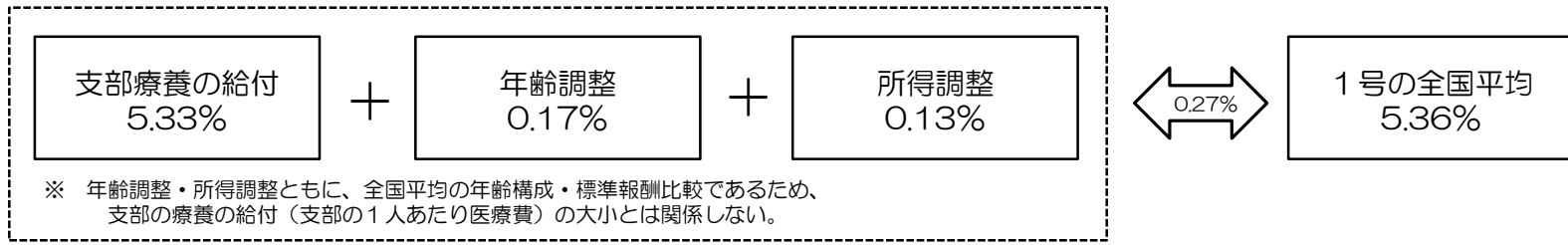


《料率に換算すると》

※ 保険料率を算出する際は計算の最終時点で四捨五入



《1号保険料率内訳》



IV - ii 令和5年度大阪支部保険料率の精算調整・インセンティブ制度の加減算の反映について

《精算調整を反映させる》

<p>大阪支部 保険料率 (精算調整・イン センティブ制度の 加減算除く) 10.27%</p>	+	<p>令和3年度精算分 896百万/支部総報酬額 0.01%</p>	=	<p>大阪支部 保険料率 (インセンティブ 制度の加減算除 く) 10.28%</p>	
--	---	--	---	---	--

- 令和3年度精算分経費：-895,532,376円
(※マイナスの場合は絶対値を加算する)

《さらに、インセンティブ制度の加減算を反映させる》

<p>大阪支部 保険料率 (インセンティブ 制度の加減算除 く) 10.28%</p>	+	<p>インセンティブ加算分 881 百万/支部総報酬額 0.01%</p>	-	<p>インセンティブ制度減算分 0 百万/支部総報酬額 0.00%</p>	=	<p>大阪支部 保険料率 10.29%</p>
---	---	---	---	---	---	---

保険料率は、下3桁を
四捨五入して算出する

○介護分

V-i 介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 7,819円 (71,242円 → 79,061円) の負担増
 [月額] 576円 (5,248円 → 5,824円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

V-ii 協会けんぽの収支見込み（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 （R4年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （R4年12月）	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比 ⇒ + 641
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

○令和5年度保険料率改定について

VI- i 令和5年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について

- 平均保険料率10%の場合、大阪支部における変化
～標準報酬月額30万円の被保険者の場合～

健康保険料率	令和4年度	10.22%
	令和5年度	10.29%
現在からの変化分	料率	+0.07%
	金額	+210円
	(被保険者負担分)	+105円

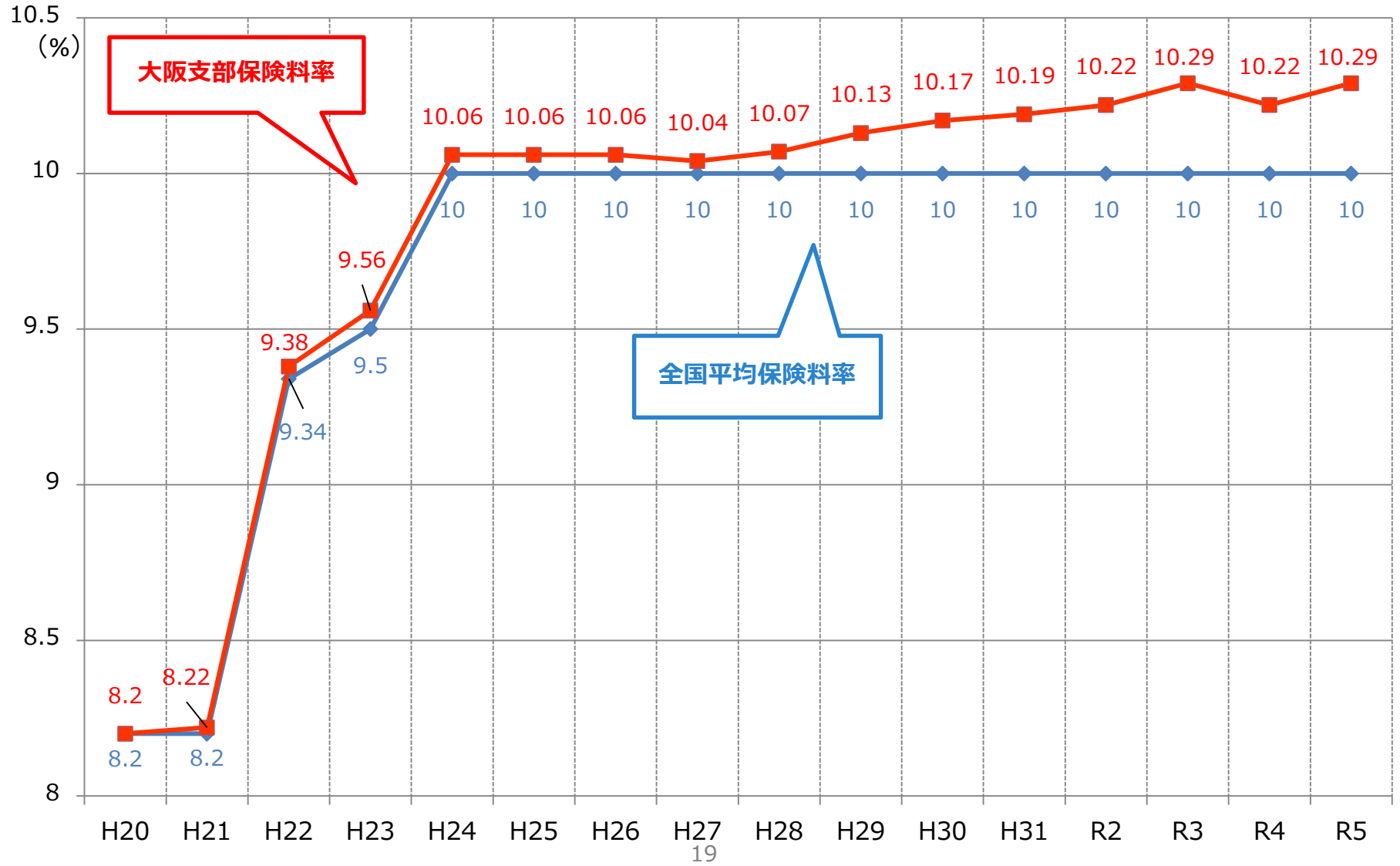
介護保険料率	令和4年度	1.64%
	令和5年度	1.82%
現在からの変化分	料率	+0.18%
	金額	+540円
	(被保険者負担分)	+270円

※ 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

VI- ii 協会けんぽ大阪支部 健康保険料率の推移

平均保険料率 10.00%

大阪支部 保険料率見込 (見込) 10.29%



Ⅶ 令和5年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算の決定に向けたスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: center;">1/30</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款変更〈付議〉 (令和5年度都道府県単位保険料率等の決定) 	<div style="text-align: center;">2/20 (予備日)</div>	<div style="text-align: center;">3/23</div> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度事業計画・予算〈付議〉
支部評議会	<div style="text-align: center;">支部長からの 意見の申出</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度都道府県単位保険料率 ・ 令和5年度支部事業計画案 ・ 令和5年度支部保険者機能強化予算案 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度支部事業計画 ・ 令和5年度支部保険者機能強化予算 <p>※ 3月に評議会を開催しない支部においては、適宜、評議員へ報告すること。</p>
その他	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">更なる保健事業広報等</div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の広報等</div>	
(備考) 国		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">保険料率の認可等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">事業計画、予算の認可等</div>

◆ 運営委員会の議題については、令和4年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

	2022(令和4)年度						2023(令和5)年度						2024年度		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	… 8月	… 12月	1月	2月	3月	4月		
	LDL						健診自己負担軽減						付加健診対象拡大		
特設ページ	特設ページ公開														
WEB広告				WEB広告											
新聞広告 メルマガ				●	● 全国紙、地方紙(本部) メルマガ(支部)										
納入告知書				●											
関係団体を通じた広報	● 依頼(本部、支部)				● 記事掲載(支部)			● 依頼(本部、支部)			● 記事掲載(支部)				
GE、医療費通知							● GE			● 医療費					
LP					LP公開						LP公開				
WEB広告					WEB広告						WEB広告				
納入告知書 (料額表)					●						●				
新聞広告 メルマガ				●	● 全国紙(本部) メルマガ(支部)		●	● 地方紙(支部)		●	● 全国紙(本部) メルマガ(支部)		●	● 地方紙(支部)	
関係団体を通じた広報				●	● 依頼(本部、支部)		●	● 記事掲載(支部)		●	● 依頼(本部、支部)		●	● 記事掲載(支部)	
納入告知書	●					●							●		
健診パンフ						●							●		
その他					21	様々なタイミングで周知(納入告知書、各種セミナー案内時など)(支部)									

全体像

個別項目(料率広報)

個別項目

